

報告第4号

豊川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月13日提出

豊川市長 竹本幸夫

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

豊川市長 竹本幸夫

豊川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市条例第 1 7 号

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和 2 5 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第13条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第33条の4、第33条の5若しくは第33条の8（第35条の8の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>、第33条の12第1項（第33条の13第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、第34条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）<u>、第35条の8、第45条</u>_____、第65条第2項、第81条第1項若しくは第2項、第85条第2項、第110条第1項又は第129条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第13条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第33条の4、第33条の5若しくは第33条の8（第35条の8の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>、第33条の12第1項（第33条の13第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、第34条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）<u>、第35条の8、第45条、第63条の7第1項</u>、第65条第2項、第81条第1項若しくは第2項、第85条第2項、第110条第1項又は第129条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）</p>

2 軽自動車等の所有者が、法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第63条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を _____ 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が、法第445条第1項の規定により種別割 _____ を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に _____ 課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第63条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法

(法第445条第2項に規定する条例で定める軽自動車等)
第63条の2 (略)

の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(法第445条第2項に規定する条例で定める軽自動車等)

第63条の2 (略)

(環境性能割の課税標準)

第63条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額(第63条の5において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第63条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の免税点)

第63条の5 通常の取得価額が50万円以下である三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第63条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第63条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第63条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかったときは、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第63条の9 市長は、次の各号のいずれかに該当する三輪以上の軽自動車の取得をした者のうち、必要があると認めるものに対し、環境性能割を減免することができる。

（1）天災その他特別の事情により滅失又は損壊した三輪以上の軽自動車に代わるものと認められる三輪以上の軽自動車の取得

（2）取得した三輪以上の軽自動車が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該三輪以上の軽自動車の取得

（3）身体障害があり、歩行が困難な者で市規則で定めるもの（以下この条及び第69条の2において「身体障害者」という。）又は精神障害若しくは知的障害があり、歩行が困難な者で市規則で定めるもの（以下この条及び第69条の2において「精神障害者等」という。）が、自ら運転する三輪以上の軽自動車を取得した場合における当該三輪以上の軽自動車の取得

(4) 身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で市規則で定めるもの（以下この条及び第69条の2において「重度身体障害者」という。）又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する三輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該三輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。）における当該三輪以上の軽自動車の取得

(5) 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する三輪以上の軽自動車を取得した場合における当該三輪以上の軽自動車の取得

(6) 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる三輪以上の軽自動車の取得

(7) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた三輪以上の軽自動車の取得

2 市長は、医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の三輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する三輪以上の軽自動車を取得した場合における当該三輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。

(種別割 〃 の税率)

第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割 〃 の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割 〃 の賦課期日及び納期)

第65条 種別割 〃 の賦課期日は、4月1日

(軽自動車税の税率)

第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第65条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日

とする。

- 2 軽自動車税の納期は、5月15日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第67条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第68条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、その所有し、又は使用する軽自動車等が、軽自動車又は二輪の小型自動車である場合にあっては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車である場合にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について、その所有し、又は使用する軽自動車等が、軽自動車又は二輪の小型自動車である場合にあっては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車である場合にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、その所有し、又は使用する軽自動車等が、軽自動車又は二輪の小型自動車である場合にあっては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車である場合にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

- 4 (略)

とする。

- 2 種別割の納期は、5月15日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第67条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第68条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、その所有し、又は使用する軽自動車等が、軽自動車又は二輪の小型自動車である場合にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車である場合にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について、その所有し、又は使用する軽自動車等が、軽自動車又は二輪の小型自動車である場合にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車である場合にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、その所有し、又は使用する軽自動車等が、軽自動車又は二輪の小型自動車である場合にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車である場合にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

- 4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第68条の2 (略)

2・3 (略)

(軽自動車税の課税免除)

第68条の3 次の各号のいずれかに該当する軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1)・(2) (略)

(軽自動車税の減免)

第69条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等又は天災その他特別の事情により被害を受けた者の所有する軽自動車等のうち、必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、市規則の定めるところにより、減免の申請をしなければならない。

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者又は精神障害者等に対する軽自動車税の減免)

第69条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものに対し、身体障害者があり、歩行が困難な者で市規則で定めるもの(以下この条において「身体障害者」という。)又は精神障害者若しくは知的障害者があり、歩行が困難な者で市規則で定めるもの(以下この条において「精神障害者等」という。)

1人について1台に限り、軽自動車税を減免することができる。

(1) (略)

(2) 身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で市規則で定めるもの(以下この条において「重度身体障害者」という。)又は精神障害者等が所有する軽自動車等(重度身体障害者で年齢18歳未満の

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第68条の2 (略)

2・3 (略)

(種別割の課税免除)

第68条の3 次の各号のいずれかに該当する軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(1)・(2) (略)

(種別割の減免)

第69条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等又は天災その他特別の事情により被害を受けた者の所有する軽自動車等のうち、必要があると認めるものに対し、種別割を減免することができる。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、市規則の定めるところにより、減免の申請をしなければならない。

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者又は精神障害者等に対する種別割の減免)

第69条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものに対し、身体障害者又は精神障害者等

1人について1台に限り、種別割を減免することができる。

(1) (略)

(2) 重度身体障害者等

又は精神障害者等が所有する軽自動車等(重度身体障害者で年齢18歳未満の

もの又は精神障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転するもの
(3) (略)

2 市長は、構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる軽自動車等のうち、必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免することができる。

3 前2項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、市規則の定めるところにより、減免の申請をしなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項又は第2項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第70条 (略)

2 法第445条若しくは第63条の2又は第62条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第63条の2又は第62条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～5 (略)

6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の

もの又は精神障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転するもの
(3) (略)

2 市長は、構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる軽自動車等のうち、必要があると認めるものに対し、種別割を減免することができる。

3 前2項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、市規則の定めるところにより、減免の申請をしなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項又は第2項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第70条 (略)

2 法第445条若しくは第63条の2又は第62条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第63条の2又は第62条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～5 (略)

6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の

主たる定置場が、市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

7・8 (略)

附 則

第7条の2 削除

主たる定置場が、市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

7・8 (略)

附 則

第7条の2 削除

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第29条の3及び第29条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第29条の8及び第29条の9第1項の規定の適用については、第29条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項

（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第29条の3及び第29条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第29条の8及び第29条の9第1項の規定の適用については、第29条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条（略）

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（

書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（

同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第29条の3及び第29条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第29条の8及び第29条の9第1項の規定の適用については、第29条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条（略）

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（

その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第30条の3第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第28条の2から第29条の3まで、第29条の6から第29条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項

及び附則第7条の4の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) (略)

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第28条の2から第29条の3まで、第29条の6から第29条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項 及び附則第7条の4の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項

及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2第1項に規定する

その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第30条の3第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第28条の2から第29条の3まで、第29条の6から第29条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) (略)

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第28条の2から第29条の3まで、第29条の6から第29条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2第1項に規定する

上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第9条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項

及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「

上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第9条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「

所得割の額及び附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項

及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

所得割の額及び附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の

2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項

及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の

2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の

及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項

及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項

2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の

2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項

、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の3の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項

及び第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得

、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の3の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項、第7条の3の2第1項及び第7条の4の規定の適用につ

ては、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得

割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項

及び第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の3の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第

割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項、第7条の3の2第1項及び第7条の4の規定の適用につ

いては、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の3の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第

29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項

及び第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項

及び第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第

29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項、第7条の3の2第

1項及び第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第

7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第29条の6から第29条の8まで、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項、第7条の3の2第

1項及び第7条の4の規定の適用については、第29条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第29条の8、第29条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1

1項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第20項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第21項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第21項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第21項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める

項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第29条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める

割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

14 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

19・20 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第12条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

22・23 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第12条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当するものの住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当するものの住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助

金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関

金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知

する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかを別

(4)～(6) (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第17条の2 (略)

書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂

のいずれ

れに該当するかを別

(4)～(6) (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第17条の2 (略)

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第17条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、愛知県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 愛知県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車は法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 愛知県知事は、当分の間、第1項の規定

により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第17条の4の規定により読み替えられた第63条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第17条の4 第63条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「愛知県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第17条の5 市は、愛知県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として愛知県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第17条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に

(軽自動車税_____の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第64条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対

対する第63条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第63条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する

車両番号の指定(次項から第4項_____までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第64条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対

する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第19条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第65条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含

する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第19条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第65条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含

む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定(第68条及び第68条の2の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第68条及び第68条の2の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊川市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(豊川市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 豊川市市税条例の一部を改正する条例(平成26年豊川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る豊川市市税条例第64条及び附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と</p>	<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る豊川市市税条例第64条及び附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と</p>

する。
表 (略)

する。
表 (略)

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条 項	規定事項	説 明
総 括		市税制度の適正化を図るため、軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とするとともに、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を延長し、併せて所要の規定の整備を行うものである。
第 1 1 条	納税証明事項	規定の整備
第 1 3 条	納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金	規定の整備
第 2 8 条の 2 第 3 項	所得割の課税標準	規定の整備
第 6 2 条 第 1 項 第 2 項 旧第 2 項	軽自動車税の納税義務者等	規定の整備
第 6 3 条 第 1 項 第 2 項 旧第 3 項 旧第 4 項	軽自動車税のみなす課税	規定の整備
旧第 6 3 条の 3	環境性能割の課税標準	環境性能割の廃止に伴い、規定を削除するものとする。
旧第 6 3 条の 4	環境性能割の税率	環境性能割の廃止に伴い、規定を削除するものとする。
旧第 6 3 条の 5	環境性能割の免税点	環境性能割の廃止に伴い、規定を削除するものとする。
旧第 6 3 条の 6	環境性能割の徴収の方法	環境性能割の廃止に伴い、規定を削除するものとする。

旧第63条の7 第1項 第2項	環境性能割の 申告納付	環境性能割の廃止に伴い、規定を削除するものとする。
旧第63条の8 第1項～ 第3項	環境性能割に 係る不申告等 に関する過料	環境性能割の廃止に伴い、規定を削除するものとする。
旧第63条の9 第1項 第2項	環境性能割の 減免	環境性能割の廃止に伴い、規定を削除するものとする。
第64条	軽自動車税の 税率	規定の整備
第65条 第1項 第2項	軽自動車税の 賦課期日及び 納期	規定の整備
第67条	軽自動車税の 徴収の方法	規定の整備
第68条 第1項～ 第3項	軽自動車税に 関する申告又 は報告	規定の整備
第68条の2 見出し	軽自動車税に 係る不申告等 に関する過料	規定の整備
第68条の3	軽自動車税の 課税免除	規定の整備
第69条 第1項～ 第3項	軽自動車税の 減免	規定の整備
第69条の2 第1項～ 第4項	身体障害者又 は精神障害者 等に対する軽 自動車税の減 免	規定の整備

第70条 第2項 第6項	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等	規定の整備
旧附則第7条の3 第1項～ 第3項	個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除	規定の整備
附則第7条の3 第1項 第2項	個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除	規定の整備
附則第8条 第2項	肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例	規定の整備
附則第9条の2 第3項	上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例	規定の整備
附則第9条の3 第3項	土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例	規定の整備
附則第10条 第3項	長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例	規定の整備
附則第11条 第5項	短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例	規定の整備

附則第11条の2 第2項	一般株式等に 係る譲渡所得 等に係る個人 の市民税の課 税の特例	規定の整備
附則第11条の3 第2項	先物取引に係 る雑所得等に 係る個人の市 民税の課税の 特例	規定の整備
附則第11条の3の 2 第2項 第5項	特例適用利子 等及び特例適 用配当等に係 る個人の市民 税の課税の特 例	規定の整備
附則第11条の3の 3 第2項 第5項	条約適用利子 等及び条約適 用配当等に係 る個人の市民 税の課税の特 例	規定の整備
附則第12条の2 第3項～ 第18項 旧第17項～ 旧第19項	法附則第15 条第2項第1 号等の条例で 定める割合	規定の整備
附則第12条の3 第7項～ 第10項 第12項 第15項 第16項	新築住宅等に 対する固定資 産税の減額の 規定の適用を 受けようとし る者がすべき 申告	規定の整備
旧附則第17条の3 第1項～	軽自動車税の 環境性能割の	環境性能割の廃止に伴い、規定を削除するものとする。

第4項	賦課徴収の特例	
旧附則第17条の4	軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例	環境性能割の廃止に伴い、規定を削除するものとする。
旧附則第17条の5	軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付	環境性能割の廃止に伴い、規定を削除するものとする。
旧附則第17条の6 第1項 第2項	軽自動車税の環境性能割の税率の特例	環境性能割の廃止に伴い、規定を削除するものとする。
附則第18条 第1項～ 第3項 旧第4項	軽自動車税の税率の特例	グリーン化特例について、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係る特例を2年間延長するとともに、ガソリン車に係る特例を令和7年度中に初回車両番号指定を受けた場合に限り、令和8年度分について適用するものとする。 この改正は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
附則第19条 第1項～ 第3項	軽自動車税の賦課徴収の特例	規定の整備